

台風・豪雨シーズンが近くなってきました。



豪雨、台風のシーズンが近くなってきました。2018年は7月の豪雨、台風21号、24号、2019年は台風15号、19号により、各地で大規模な被害が発生しました。当社でも2018年、2019年ともに100件以上の保険金支払い手続きをさせていただきました。今回は台風に対する備え、台風被害を受けた場合の保険対応について以下に記載していきます。

台風情報に対する知識

1. 台風が西側にいる時は危険大

台風は巨大な空気の渦巻きになっており、上から見て反時計回りに強い風がふきこんでいます。進行方向に向かって、右の半円では、台風地自信の風と、台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため、風が強くなります。→自分の位置の西側を台風が通る予想が出る場合は早目に準備して下さい。

2. 瞬間風速40m/s以上は極めて危険

損害保険の実績を参照すると、瞬間風速40m/s以上となった場合、簡易な建物の倒壊、屋根全体の損傷などの大規模な被害が発生しやすくなります。台風の規模にもよりますが、日本上陸時の台風の中心付近では瞬間風速40m/s程度となるケースが多くなります。→自身の拠点に台風が直撃する予想となる場合は雨戸の無い窓ガラスにテープを張って強化したり、物干し竿、植木鉢を屋内に収納しておく等の警戒が必要です。

3. 1時間降水量50mm

台風が襲来すると強風だけでなく豪雨被害も発生します。長い時間雨が降り続くと、河川の水位が上昇し堤防決壊などが発生しやすくなります。一方で、短時間に豪雨が降った場合、雨水排水がおいつかず、町に水があふれることがあり、内水氾濫と言います。公共下水道の設計は1時間降水量50mmを想定している場合が多く、1時間降水量50mmを超えた場合は内水氾濫による被害が発生している事例が多くあります。→大雨に備えて、以下の対策をおすすめします。

- ・水に濡れて困るものは高所に置いておく
- ・押し入れの下段のものは上段に移動する
- ・自家用車はあらかじめ高所や立体駐車場などの安全な場所に移動しておく

台風被害での保険対応について

台風については、その被害が「強風」によるものか、「大雨による浸水」によるものかで保険対応（支払可否・支払方法）が異なります。

1. 風による被害（風災）

ほとんどの火災保険で対象になります。（ただし損害額が20万以上でないとお支払い対象にならない場合もあります。）強風により屋根の瓦が外れた、雨どいが壊れてしまった等の事故の場合保険で補償されます。

2. 雨水による被害（水災）

住宅の場合「床上浸水」が、保険金お支払いの条件になる場合があります。「水災」補償を付保しておけば、補償の対象になります。水災補償はお客様が選択できる補償です。「水災補償」になっていない、もしくは万が一の場合の損害額が全額補償されない内容になっている可能性があります。※強風で屋根が壊れ、それが原因での雨漏り被害は「風災」扱いとなります。（ただし、破損被害の無い雨漏りだけの損害では保険金ははお支払いできません。）

必見！

現在ご加入の保険証券で以下の事をご確認下さい。

1. 水災補償は支払い対象になっていますか？損害額の全額をお支払いできる内容ですか？（保険商品によっては保険金が削減される場合もあります）
2. 風災補償に自己負担額は設定されていませんか？損害額の全額をお支払いできる内容ですか？
3. 建物だけでなく家財にも保険が付いていますか？家財にも別で保険を付けていないと、万が一の場合補償されません。

ご自宅周辺のハザードマップをお渡しさせていただきます。お気軽に営業担当までご連絡下さいませ。また、「水災補償を付けた場合のお見積り金額が知りたい。」という場合もお気軽にご連絡下さい。

<取扱代理店>



承認日
2021.7.6
承認番号
SJ21-03761

株式会社 保険代理店ロイド

(本社) 〒251-0055 藤沢市南藤沢23-6 富士見ビル4F

TEL.0466-50-2510 FAX.0466-50-0749

(東京オフィス) 〒166-0003 杉並区高円寺南4-26-16 芦野ビル4F

東京オフィス専用フリーダイヤル.0120-047-087

(本社営業時間：月～金 9:00～17:30 : 東京オフィス：9:00～12:00)

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ロイド
かわら版

第12号

令和3年
7月号

発行所

保険代理店ロイド

今月の弊社からのアドバイス！
現在ご加入中の
火災保険の内容を
確認をしましょう！



<引受保険会社>
損害保険ジャパン株式会社